

高齢者割引制度の実例

1. 横浜市

- (1) 名称 敬老特別乗車証（敬老パス）
- (2) 対象者 市内在住の70歳以上の希望者
- (3) 利用者負担額

所得などの状況	利用者負担額（年額）
障害者等	無料
当年度の市民税が世帯全員非課税の方、生活保護受給者	3,200円
当年度の市民税が非課税の方のうち同一世帯に課税者がいる方	4,000円
合計所得金額が150万円未満の市民税課税の方	7,000円
合計所得金額が150万円以上250万円未満の市民税課税の方	8,000円
合計所得金額が250万円以上500万円未満の市民税課税の方	9,000円
合計所得金額が500万円以上700万円未満の市民税課税の方	10,000円
合計所得金額が700万円以上の市民税課税の方	20,500円

- (4) 自治体負担額 令和元年度予算 9,938百万円

高齢者割引制度の実例

1. 横浜市

(5) 対象交通機関

バス：横浜市営バス（一部除外あり）、川崎市営バス（一部区間）、市内民営バス路線（江ノ電バス、小田急バス、神奈川中央交通、川崎鶴見臨港バス、京浜急行バス、相鉄バス、大新東バス、東急バス、フジエクスプレス、横浜交通開発）

※ 原則、市内で乗車又は降車する場合は市外区間も利用可能。

※ 高速バス等は利用不可。

鉄道：横浜市営地下鉄（全線）、金沢シーサイドライン（全線）

(6) 制度沿革

昭和49年 4月 70歳以上を対象に、市営交通を無料とする制度発足

11月 民営バスを対象交通機関に追加

平成 元年 7月 金沢シーサイドラインを対象交通機関に追加

15年10月 利用者の一部負担制を導入

高齢者割引制度の実例

2. 東京都

- (1) 名称 東京都シルバーパス
- (2) 対象者 次の条件の全てを満たす者
- (ア) 東京都の区域に住所を有する
 - (イ) 年齢70歳以上
 - (ウ) 寝たきり等で経常的なバス利用が困難でない

(3) 利用者負担額

所得の状況	利用者負担額（年額）
区市町村民税が非課税の方又は 令和3年度の経過措置(利用者の負担軽減の延長)の方	1,000円
区市町村民税が課税の方	20,510円

- (4) 自治体負担額 令和元年度予算 18,926百万円

高齢者割引制度の実例

2. 東京都

(5) 対象交通機関

バス：都バス、東急バス、東急トランセ、京王電鉄バス、京王バス、京王バス小金井、関東バス、西武バス、国際興業、小田急バス、京浜急行バス、京成バス、京成タウンバス、東武バスセントラル、立川バス、西東京バス、神奈川中央交通、大島旅客自動車、八丈町、三宅村、朝日自動車、日立自動車交通、新日本観光自動車
※ 高速バス等は利用不可。

鉄道：都電、都営地下鉄（一部区間）、日暮里・舎人ライナー（全線）

※ 都営地下鉄は下記区間のみ利用可能。

都営浅草線（西馬込—押上）

都営三田線（目黒—西高島平）

都営新宿線（新宿—本八幡）

都営大江戸線（全線）

※ いずれも東京都の区域内の停留所（駅）相互間に限る。

(6) 制度沿革

昭和48年	1月	70歳以上を対象に、都営交通局「無料乗車券」として制度発足
49年		「東京都敬老乗車証」制度開始、民営を含む都内路線バスを対象に追加
54年		「東京都老人パス」に名称変更、所得基準導入（基準内の者のみにパスを無料交付）
55年		「東京都シルバーパス」に名称変更、利用者の一部負担制を導入 （所得基準超過者に対して有料パスの公布を開始）
平成12年		全利用者に費用負担を導入

高速道路料金における障害者割引

NEXCO東日本、中日本、西日本

(1) 対象者

- ① 本人運転の場合
全ての身体障害者
- ② 介護者運転の場合
重度の身体障害者又は重度の知的障害者

※精神障害者割引は行っていない

(2) 対象自動車

障害者1人につき1台、登録された自動車を利用する場合に適用。

- ① 車種要件
乗用自動車、貨物自動車等（乗用車類似のライトバン等に限る。） ※ 営業用の車両を除く。
- ② 所有要件
 - 1) 本人運転の場合
 - ・身体障害者又は親族等が所有する自動車
 - 2) 介護者運転の場合
 - ・重度障害者又は親族等が所有する自動車
 - ・上記の者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する自動車

(3) 割引率 50%

(4) 公的負担 国、自治体による負担は行っていない